

令和7年度第2回八千代市文化財審議会会議録

- 1 日 時 令和8年3月17日(火)
開 会 10時00分
閉 会 12時00分
- 2 場 所 八千代市教育委員会大会議室
- 3 議 事
①文化財の指定種別について
②文化財調査報告
③令和7年度文化財事業報告
- 4 出席者氏名

	委員長	阪田 正一
	副委員長	栗本 佳弘
	委員	綿貫 啓一
		木原 律子
		濱名 徳順
		金出 ミチル
教育委員会	教育次長	石原 雄二
	文化・スポーツ課副主幹	宮澤 久史
	郷土博物館館長	中村 元重
	文化・スポーツ課主査	向後 喜紀
	文化・スポーツ課文化財主事	川名 瑞希
- 5 公開または非公開の別 公開
- 6 傍聴定員 4名
傍聴人数 0名
- 7 所管 教育委員会文化・スポーツ課文化財班
- 8 電話 047(481)0304

川名文化財主事

本日は、お忙しい中ご参集いただき誠にありがとうございます。

本審議会は、八千代市文化財保護条例第 21 条により、委員長が招集し、議長となることが定められております。それでは、阪田委員長、よろしく願いいたします。

阪田委員長

本日の出席委員は 6 名であります。ただいまから八千代市文化財保護条例第 21 条に基づき、令和 7 年度第 2 回八千代市文化財審議会を開会いたします。

本審議会は「八千代市審議会等の会議の公開に関する要領」により公開となります。

本日の傍聴者は 0 名です。

議事までの進行を事務局をお願いいたします。

川名文化財主事

はい。はじめに、教育次長挨拶。石原教育次長お願いします。

【教育次長挨拶】

次に阪田委員長ご挨拶をお願いいたします。

【委員長あいさつ】

ありがとうございました。ここで、石原教育次長におかれましては、他の公務がございましたので、退席となります。

それでは、進行を議長にお返しいたします。

阪田委員長

それでは議事に入ります。議事 1「文化財の指定種別について」事務局よりご説明をお願いいたします。

向後主査

文化・スポーツ課向後です。資料の 1 ページをご覧ください。1.文化財の指定種別について。前回の審議会の後に委員の皆様アンケートをとらせていただき、その結果を踏まえ、再度資料をまとめました。

まず、(1)種別の記載方法について。現在の八千代市の指定文化財の種別の表記ですが、例えば同じ無形の民俗文化財でも 2 つが無形文化財、勝田の獅子舞が無形民俗文化財、他 2 つが民俗文化財(無形)と表記の仕方が異なっています。有形民俗文化財や有形文化財、記

念物についても同じようなことが起きています。まずはこの表記の仕方の統一を図りたいと思っています。

資料の1ページをご覧ください。八千代市の条例上、種別が有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の4つとなっています。定義についてですが、有形文化財は条例では「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡典籍、古文書、その他有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料」となっており、国では有形文化財「〇〇の部」。〇〇には絵画・彫刻、工芸品、書籍・典籍、古文書、考古資料、歴史資料、建造物が入ります。資料の黄色枠は、皆様から頂いたアンケートをもとに本市での表記案を作成し、記載しております。頂いた意見では、皆様の間で大きな相違はなく、「有形文化財（）」で（）の中に工芸品などの内容を入れるというものです。

無形文化財については、まだ市指定になっているものはございません。条例では「演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの」となっており、国では無形文化財「〇〇の部」で、〇〇に芸能、工芸技術などが入ります。こちらについても、本市で表記するならば「無形文化財（）」で統一する案となっています。

民俗文化財については、条例では「衣、食、住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件で住民の生活の推移を理解するうえで重要なもの」という定義です。国では、無形民俗文化財、有形民俗文化財という言葉が文化財保護法上に出ており、この2つの分けがまずあります。本市の表現案は、無形のものなら①「無形民俗文化財」と国にならった表現、②「民俗文化財（無形）」と先の有形文化財・無形文化財に合わせた表現、③「民俗文化財（年中行事）」と（）に細かい内容を入れる形。有形のものについても同様の表記案となっています。

記念物については、条例では「貝塚、古墳、城跡、砦跡、旧宅、その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの及び芸術上又は観賞上価値の高い名勝地並びに動物、地質鉱物及び植物で学術上価値の高いもの」。国は史跡、名勝、天然記念物と分けられています。表記案としては、古墳であれば①「史跡」と国にならったもの、②「記念物（史跡）」と先に合わせたもの、③「記念物（古墳）」と細かい内容を入れたものとなっています。植物等であれば、①天然記念物、②記念物（天然記念物）、③記念物（植物）といった分け方の案が出ております。

有形文化財、無形文化財は案のとおりで良いかと言えますが、民俗文化財と記念物については、皆様のご意見が少しずつ違うようですので、本日はどの形にすべきか意見をまとめられたらと考えております。

(2) 指定する際の基準について。3～8ページにはそれぞれの文化財の国の指定基準を載せております。例えば、有形文化財の指定の基準では、赤字で示したように各部ごとに基準が定められており、その部の名前が種別の表記となっています。同じように、無形文化財、民俗文化財、記念物についても基準が設けられています。こうした基準に沿って指定していけば、内容と分類がぶれることもないかと思えます。

(3) 分類について異論がある文化財について。これは、表記の仕方という以前に、そもそも指定の分類がふさわしいのかという意見があったものについて書き出しております。内容については、八千代市のホームページで紹介しているものを引用しています。

まず、「戒壇石（銘 禁芸術売買之輩）」。米本長福寺の山門前左側に建てられている戒めを説く石碑のことで、「芸術売買の輩を禁ず」と読みます。県内には長生郡長南町全應寺の他数カ所を数えるのみです。高さは2メートルもあり、天保9年(1838年)に建てられています。この戒めは曹洞宗の常済大師が書いた「座禅用心記」に出てくる言葉です。ここで言う芸術売買の輩とは今日の芸術家のような文化人のことではなく、物乞いまいの門付けをする旅芸人を指し、寺の境内で大道芸を見せ商売にすることを禁じており、禅寺の風格を浮き彫りにしています。

正面に加茂氏と刻まれています。側面には天保九戌年四月佛生日。裏面には文左衛門為先祖とあり、上部には加茂氏の縁者の方の戒名や命日が記載されていますが、ほとんど読めません。こちらは民俗文化財ということで指定されておりますが、「その他の文化的所産」ということで有形文化財が良いのではないかという意見がございました。

次に、下総式板碑で有形民俗文化財に分類されております。下総式板碑。市内で最大の板碑です。神野公会堂の敷地の中にあります。形式は下総式といい、銚子を中心に下総地方に分布しています。八千代市のこの板碑はその西端のひとつになっています。長年風雨にさらされたため、表面の3分の2が磨耗していますが、表面には胎蔵界大日如来(アーンク)の種子の一部が見られます。その下部には100名以上の戒名が見られますが、造立の年号は残っていません。種子とは、古代インド文字である梵字を板碑などでその1文字を用いて仏菩薩を表し、この1字が限りなく仏の恩恵を受けるものとみる密教観からそのように呼んでいます。画像の右の濃い色のところのみ判読できました。

通常、板碑は考古資料で指定される場合が多いようですが、現在は民俗文化財で指定されています。この板碑に関しては地元の神野で「オビクサマノイシ」と呼ばれ、別の信仰の対象でもあったことが加味されての指定かと考えられます。

次は、伝・村上綱清の墓石。有形民俗文化財に指定されています。米本の長福寺にある米本城主・村上綱清の墓と伝えられている五輪塔です。このことは江戸時代初期に佐倉藩士の磯部昌言が書いた「佐倉風土記」に「村上綱清の墓、米本長福寺に在り。綱清、民部大輔と称す。天文弘治年間(1532~57)米本城主となり、永禄元年(1558)三月十三日自殺す。」とあることからこのような伝承が生まれてきたものと思われます。米本の長福寺の奥の墓地にありましたが、現在は境内の座禅堂脇に移設されています。材質は軟砂岩で、高さ145センチあります。地輪部分に銘文が刻まれています。材質が柔らかく、崩落しているため判読は難しく、拓本によると曹洞宗の回向文と年号の「慶」と思われる字が読めました。綱清の死後にその文字が付く最初の年号は、江戸時代初期の慶長(1596~1615)であるため、もしこの五輪塔が綱清のものであるとすれば、死後40年以上たってから、供養のために建てたものかもしれません。

五輪塔は建造物で指定を受ける場合が多いようですが、こちらは伝承なので民俗文化財で指定されたようです。

次に、米本長福寺の板碑。有形民俗文化財に指定されています。米本長福寺の山門を入ると、左手に山林があり、板碑はその斜面から出土しました。年号の判読できるもので最も古いものは文正2年(1467)です。15世紀中頃とは米本城の初期の時代で、当時の武士団を偲ばせるものです。板碑の形式は武蔵式で、埼玉県を中心に関東地方で多く作られています。材質は緑泥片岩で、種子はほとんどが阿弥陀仏(キリーク)でした。なかには弥陀三尊のものも2基ありました。

下総式板碑と同様に、出土品であることから考古資料として指定されるべきではないかと思われまます。

飯綱神社の玉垣彫物。有形民俗文化財に指定されています。飯綱神社の本殿を囲う玉垣にはめ込まれた彫物です。彫物の画題は中国の元の時代に作られた「二十四孝」からとり、当時の儒教的な社会を色濃く反映した優れた彫物です。玉垣にはめ込まれた彫物は25枚ありますが、2か所の扉とその上の欄間には波や花を彫り込んだものがあり、「二十四孝」の話ではないものも含まれています。一枚の大きさは縦39cm、横176cmあり、北西隅の2枚と扉の4枚だけは小さいものです。作成年代は不明です。作者は「下総州香取郡 彫物工 竹内山幸」と彫物裏側に刻まれています。竹之内村(現在の香取市)の山中幸右衛門という人が作者であることがわかります。彼は18世紀末に活躍した彫物師ですので、この時期に作成されたものと思われまます。「二十四孝」は24人の孝行息子の話を集めたものですが、「貧しくて蚊帳がなく、親の蚊を防ぐために、自らが裸となって蚊に吸せたという話。」や孟宗竹のいわれとなった話「病母のため、冬に筍を取るために山の中に入って、神の加護により掘りあて母の病を治す。」と言う話など当時の儒教的な社会を反映した極端なものです。

資料には彫り物の写真を載せております。真ん中の写真は市内の地名「よし橋」と「善蔵」、船橋の地名「坪井」と「与右衛門」といったように、地名と寄進者が彫り物の裏側に刻まれている様子です。墓股の裏側には習志野市の「実靱」と四人の名前がある。このように、それぞれの彫り物の裏側に寄進された人の村と名前が刻まれています。こうした文字から当時の飯綱神社の信仰の範囲が読み取れるため、民俗文化財になったと思われまます。しかし、彫り物というところへ焦点を当てれば有形文化財ではないかというご意見がありました。

最後はすわり地蔵。有形文化財(彫刻)で指定されています。石造の地蔵菩薩坐像としては市内で最も大きなもので、米本2559-1付近にあります。像の高さは106センチで、台座から含めると144センチもあります。石材は小松石で作られています。像の背中に寛文13年(1673年)2月の造立銘と念仏講の人々の名が刻まれています。江戸時代前期における米本村の地蔵信仰を示す大切な資料です。伝説では近くにある善福寺に立っていましたが、もう一体の地蔵と喧嘩して、刀で切りつけられ負けてしまい、そのため今のお堂に座らせられたという話が伝わっています。

彫刻として指定された詳細は不明ですが、米本村の地蔵信仰や念仏講の関連が読み取れ

る資料であるとするならば民俗文化財ではないかと考えられます。

説明は以上になります。色々ご説明いたしましたが、今回の審議会では1ページの種別の記載方法についてだけでも、ある程度方針を決められたらと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

阪田委員長

ただいま報告がありました「文化財の指定種別」につきまして、質問等ございますでしょうか。特に、種別の記載方法について、ご意見があればお願いいたします。

金出委員

特に民俗文化財は、分野を横断することもあり、時代によって価値評価が変遷することもあると思います。併せて、お祭りなど、地域を超えて共通するものは群として扱うような場合も今後出てくるかもしれません。そのため、細かな（）書きではなく、無形か有形かという区別だけで良いかと思えます。

濱名委員

板碑に関しては委員長が大変お詳しいのでご意見を伺いたいです。民俗文化財は信仰に関するものも含まれますが、板碑も信仰に関する遺産です。通常は有形文化財で指定されることが多いですが、委員長はどのようにお考えでしょうか。

阪田委員長

一般的な板碑の取扱いでは、有形文化財（考古資料）とされることが多いと思います。国の文化財審議会のやり取りの中でそのような方針が示されていたということを漏れ聞いて知っているというところです。

下総式板碑は碑文に掘りこまれた100名以上の交名から信仰の形態がわかるというところが重要ですから、有形民俗文化財の種別になったのではないかなと思います。これはどういう風に捉えるかによってはっきりしてくる問題かと思えます。有形文化財（考古資料）であれば、板碑の機能や書かれている造立内容が重要です。

長福寺の板碑については下総式板碑を引きずってきているのではないかと思います。武蔵型の板碑は下総式と石が違います。基本的にこの型のものには100名以上の名が彫られることもないですし、有形民俗文化財にしたのはおそらく下総式板碑に引きずられたからだと思えます。そのためこちらも有形文化財（考古資料）とするのが良いのではないかと思います。

金出委員

分類表記に関して、民俗文化財については後ろに（）書きをするかしないかというところ

が焦点かと思います。国が無形か有形かという区分けだけで () 書きをしていないというのは、やはり分類が難しいという考えがあるからではないかと思います。八千代市の表記案では () 書きで年中行事や祭礼など細かな内容を書くという案が出ていますが、書くべきでしょうか。

木原委員

文化財の扱いは時代によってどんどん変わっています。特に民俗文化財の分類は細かく分ければ分けるほどわからなくなる。板碑の問題が出ておりますが、それを言えば伝・村上綱清の墓やすわり地蔵も見直しが必要です。すわり地蔵については、彫刻として指定されていますが、説明板には江戸期の彫刻としての特徴に関する説明はなく、村の伝承などについてしか書かれていません。それであれば民俗文化財がふさわしいと思います。民俗文化財については内容が広範囲になるので、分類で縛るのではなく、市が何を重要視して指定するかという視点をはっきりさせておく必要があると思います。

阪田委員長

すわり地蔵の話が出ましたが、おっしゃる通り彫刻としての価値は示されておらず、念仏講などの関わりが中心となっています。本来はこれを指定の中心に据えていれば民俗文化財としていたと思います。その時々で審議委員の判断にずれがあったのかと思います。

話を分類表記に戻します。配布資料では国の指標に関する情報が多く掲載されておりますが、八千代市でも国の指標に沿った分類にしたいということなのではないでしょうか。あくまでも参考でしょうか。

向後主査

あくまでも参考ですが、国のようにこうした基準を設けた上で種別を決めるというのがしかるべき姿だと思っております。県や市には基準がないので、国の基準を参考にして種別を決めていくのがわかりやすいのではと考えております。

阪田委員長

八千代市の種別を考える際には国の種別は考慮せず、話題になっている民俗文化財についても、国の種別である有形民俗文化財、無形民俗文化財に合わせる必要はないと思います。

というのも、八千代市の文化財保護条例がそういった形の種別で作られていないからです。八千代市の条例上での定義というのが、八千代市で種別を考えていく上での判断基準です。八千代市の定義を逸脱して種別を考えるのは難しい。実際そうしたものが見られるのは過去に誤りがあったからだと思います。

金出委員

建造物であればまず古社寺保存法があり、記念物は史蹟名勝天然記念物保存法があり、その後文化財保護法により民俗資料が入って来て、後年有形民俗文化財と無形民俗文化財になるように、大きな体系の中に個別のものが組み込まれたことによって煩雑になってきています。やり方によっては、有形文化財や無形文化財に（民俗）とでもつけて、民俗文化財についてはそれ以上を表現する必要はない、という方法も考えられます。状況の変化に法体系が追いついていない、というのが、八千代市の条例の運用でもいえる現状だと思います。

阪田委員長

これは八千代市に問題があるというより、国の運用にも問題があると思います。国が保護法を整備する中で、こうした複雑化を招いていると思います。

金出委員

八千代市の文化財指定書の中では、種別の分類は細かく書かれているのでしょうか。指定区分の変更を行うことによって全てを書き換えなければならないなど、大きな手間を取らなくても良いように今後の扱い方を考えておくことも必要かと思います。

向後主査

先ほど委員長が仰られたように、条例上で定義付けされている有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物の区分がずれることがなければ、（）書きの内容が多少変わったとしても大きな影響はないと考えています。

ただ、有形文化財が民俗文化財に転じるような場合については、方法を考えなければならないと思います。

阪田委員長

主に民俗文化財と記念物についての表記の仕方ですが、有形文化財（），無形文化財（）にならった形で民俗文化財、記念物も表記すればよいのではないのでしょうか。これ以外の表記にしまうと、条例を逸脱することになってしまいます。

また、民俗文化財については条例で有形、無形といった区分を示されていません。国の方では有形、無形の表現があっても、八千代市では馴染まないのではないかと思います。そのため、（）書きの中は条例にある表現で表記をしていくしかないのではないのでしょうか。

栗本委員

対象にしているものが物なのか、心なのかという点が有形か無形かの判断になるところかと思います。しかし、有形であっても、心があってできているものなので、どちらを重く見るかによって変わってきます。反対のことは無形にもいえます。先ほどの戒壇石に関して、心の方を重視するならば無形といえる部分もある。そのため、民俗文化財は有形が重視

されているか、無形が重視されているかで決めるべきではないかと思います。例えば獅子舞でも、所作は無形ですが、道具は有形です。どちらを重視するかという判断をするところが、我々に与えられている役目なのではないでしょうか。

阪田委員長

今まで指定されてきた民俗文化財の中で、有形、無形の表現をしているものがありますが、条例上でいけばすべて民俗文化財です。獅子舞で無形という表現は条例に書いていないことなので、使えないと思います。民俗文化財（年中行事）などの形でしか、現状の八千代市の条例の範囲内で書けません。

綿貫委員

すわり地蔵は江戸時代の石造の地蔵ですが、この年代のもので、石造の地蔵は日本に数百体はあります。指定されたところは珍しかったかもしれませんが、文化財指定になるほど珍しいものではありません。鎌倉時代の石造の地蔵であれば有形文化財での指定でもおかしくありませんが、これは民俗文化財だと思います。表現するならば民俗文化財（信仰）になると思います。

濱名委員

やはり、指定の際の種別の表現は国にならうべきではないかと思います。指定理由で重視された点については、解説で十分にフォローできますし、()付で内容を入れるとなると複雑になってしまいます。基本的には国と同様に有形民俗文化財、無形民俗文化財という表記にして、重視された点を指定理由書などで述べていく、という流れで行うのがすっきりするのではないのでしょうか。

木原委員

一番複雑なのは民俗文化財ですが、無形の獅子舞があつて、その道具類をどうするか、という指摘が先ほどありました。鎌ヶ谷市などでは、行事と衣裳を同時に指定した例があります。どちらも重要だということですが、こうすることによって行事を途絶えさせないように縛りを加えることにもなっています。やがて八千代市にも同様の問題が出てくるかと思えますので、その点も含めると有形、無形という国の指針に離れすぎないようにしながら、融通性を持たせることも考えるべきだと思います。

また、すわり地蔵の話が出ましたが、寛文の特徴的な顔をしているかと言われると疑問です。下の造作も荒いので、色々なものがあるのですよ、ということを示す例になると思います。こうした点を踏まえながら、有形、無形の括りを判断する必要があると思います。

金出委員

記念物については、先ほど濱名委員が仰ったことと同様に国に従って、史跡・名勝・天然記念物にするのが良いと考えますがいかがでしょうか。()書きの中に入れるのではなく、種別として史跡、名勝、天然記念物を使っていく。現状、八千代市では古墳と天然記念物の指定があるので、これを史跡と天然記念物にすれば良いのではないかと思います。

阪田委員長

ここまで、委員の皆様から色々な意見が出ております。それを取りまとめて方針を決めるとのことでしたが、様々なお考えがある中で、本日結論を出すというのは難しいのではないかと思います。

宮澤副主幹

事務局の意図としましては、八千代市文化財保護条例の2条に文化財の定義がありまして、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物に分かれています。条例を変えらると大変な作業になりますので、とりあえず条例の四分類に則った形で扱えるよう、()書きで細かな分類を行うようにしたいと思っております。まずはこちらを整理して、ホームページ等での紹介の際に統一できたらということがございます。それに関して、皆様にもご了解いただきたい。

それから、そもそもの分類に問題がある6件につきましては、1回、2回の議論では決められない問題を持っていると思いますので、本日はこうした現状であることを皆様に共通理解していただきたい、というところが事務局の意図です。

阪田委員長

いずれにせよ、条例を逸脱した形での分類はできないという点を考慮して考えなければなりません。特に記念物に関して、名勝地という文言はありますが、史跡、天然記念物は条例に出てきません。これらをどう表現していくか。

条例を変える、または運用を工夫するなど考えていかなければなりません。

向後主査

国の種別表記ですが、有形文化財に出てくる〇〇の部というのは保護法ではなく指定基準に書いてある表現です。そのため、八千代市では有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の分類を頭において、()の中については条例に縛られなくても良いのではと考えております。

阪田委員長

しかし、それでは文化財とは何かという問題が出てきます。条例の定義で縛られているので、そこからはみ出すと文化財ではないということになります。状況に応じて判断していくと

ということも我々の役割かもしれませんが、条例で示されている基準は順守していくべきだと思います。

この内容については、また時間を置けば皆様も違ったお考えが湧いてくるかもしれませんので、事務局の方は今回の内容を踏まえて再度整理しなおして、委員の皆様から改めて意見を聞くということでいかがでしょうか。

向後主査

今後の方針にもなっていくものなので、今回無理やりに決めず、また日を改めてご審議頂ければと思います。

阪田委員長

委員の皆様から何かございますか。

濱名委員

あくまでも条例に基づいていくなれば、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物のこの四分類で今後は指定していく。それだけではわかりづらい部分は解説等でフォローしていく、という以外にないのではないのでしょうか。

阪田委員長

その点も含め、本日出た意見を加味して、事務局にも再検討してまとめてもらえればと思います。

宮澤副主幹

再度整理していきたいと思いますので、またご意見いただきたいと思います。

阪田委員長

では、この件は継続審議として、次へまいります。文化財調査報告ということで、まず①子安釈迦如来立像から説明をお願いします。

向後主査

こちらは、八千代市島田に子安神社という神社があり、そこに祀られている子安釈迦如来です。像高は47cmです。内容は、島田子安神社内に安置されている子どもを胸に抱く如来形の石造物。寛政13年(1807年)に造立されたもので、頭上に「妙法」、向かって右側に「子安釈迦佛」、右側面に「願主 古池 孫七」、左側面に「當村講中」の銘があります。当該

如来像の脇には「子安大明神」の文字のみが刻まれた石造物、「妙法子安釈迦文仏 島田村講中」と刻まれた合掌した姿の如来像（元文2年1737年）、鬼子母神像が安置されています。

『八千代市の歴史 資料編 近代 現代 石造文化財』に書かれている内容を紹介します。子安塔は子安講や女人講の女性たちが安産・子育ての祈願に建てたもので、子安大明神や子安観音を主尊にする。子安塔の古いものは上高野子安神社の元禄十六年（1703）の石祠がある。子供を抱く子安観音は本来仏像の決まりごとの儀軌にはなく、江戸時代後期になって子安信仰と共に考案され普及し、それまでの十九夜塔に取って代わってきたようだ。八千代でも文化の頃を境に子安大明神から子安観音に変わってゆくのがわかる。しかし市域で見ると、如意輪観音の十九夜塔から子安観音の子安塔に完全に切り替わるわけではなく、造立者たちの意向で使い分けられている。日蓮宗地域では子安観音は少なく、子安釈迦と子安鬼子母神の造立は注目すべきである。ことに島田の安政十三年（1801）の子供を抱く釈迦像は他では例をみない。日蓮宗の主尊釈迦に子安信仰を結び付けたものと思われる。

上記のように「子安釈迦」の石造物は大変珍しく、また本市北部における日蓮宗の信仰と子安信仰が結びついた像容からも本市の指定文化財の候補とするにふさわしいと思われます。こちらは綿貫委員、木原委員の書かれたものを参考にさせていただいております。報告は以上です。

綿貫委員

説明に安政十三年とあるのは寛政十三年の誤りです。

木原委員

同じく訂正です。「子供を抱く子安観音は本来仏像の決まりごとの儀軌にはなく、江戸時代後期になって子安信仰と共に考案され普及し…」とあります。私がこれを書いた時には後期と考えられておりましたが、中期ごろに十九夜講が子安講に変わった例があることもわかってきました。そのため、後期ではなく中期に訂正お願いします。もう少し早いという説もありますが、ひとまず中期としてください。

濱名委員

先ほどのすわり地蔵と同様に、彫刻としてではなく民俗文化財として考えていくべきものではないかと思います。子安釈迦というものは初めて知りましたし、子安観音や子安地蔵などが一般的な中では珍しく、信仰上の資料として興味深いと思います。

木原委員

女人講である十九夜講は念仏講から派生した講です。もともと念仏講は女人だけの講ではなく、だんだんと女性の講に変わっていきました。男性の念仏講も八千代市にはありました。念仏講が十九夜講になり、子安講になるという流れですが、現在でも十九夜講という名

称と形を保ってやっている場所もあります。

今回のものについては女人信仰である子安信仰についてということで、確かに子安釈迦はめったに見られません。子安地蔵であれば柏や松戸などの北総地域から利根川流域あたりに多く見られます。ただし、一基が点在するのではなく地域の信仰として広まっています。島田は日蓮宗地域なので妙法と刻まれており、日蓮宗で中心になるのが釈迦なので釈迦が子供を抱いている像になっているのかと考えられます。この地域の特徴的なものとしては、貴重だと思います。

綿貫委員

念仏講というのは日蓮宗地域にはないです。

木原委員

誤りでした。ただ、日蓮宗地域にも釈迦講などの名前で同様の講はあります。念仏講とは違いますが、日蓮宗の唱えを行う講です。

阪田委員長

この子安神社の管理者は誰でしょうか。

向後主査

扉の鍵を管理されているのは島田区ということでしたので、神社自体の管理も島田区だと思われませんが、まだ正確な確認はできていません。

阪田委員長

神職はどなたが務められていますか。

向後主査

鳥居が立っておりますが、大きな神社ではなく地元の方々だけで信仰されている祠です。

木原委員

講が集まるお祭りの時にお参りやお供えされる場所です。所有も造立も村で行われるので、鍵の管理などは区長が行う形で管理していると聞いています。かつてこの地域に調査へ入った時の記憶ですが、事務局の報告から考えると現在でもあまり変わっていないようです。そのため、神職などはこの信仰に関わっていないと思います。

阪田委員長

お寺との関わりはありますか。

木原委員

近くに寺はありますが、そちらとの関わりもないと思われます。講が集まる時には神社の社殿や寺のお堂を使うことも多いですが、この地域ではお寺に集まっていなかったと思います。仮に集まってもお寺が関与していることは少ないです。

向後主査

神社的な要素はほとんどなく、子安大明神と掲げられているために神社とされているのかと思います。実際に祀られているのも仏像です。

綿貫委員

この石造物は後からこの場所に集めて祠に入れたように見えますので、もともとこの祠の中に作ったわけではないと思います。場所も旧島田村の共有地のはずれのような場所ですから。

栗本委員

講の集まりが残っていると良いのですが。

木原委員

島田を含めた周囲の日蓮宗地域はもともと神保領十三か寺が集まって毎月千部講を行っていました。それも近年終息になったようですので、こうした村内の集まりは村のお年寄りがやめてしまえば途絶えてしまうのだと思います。

栗本委員

私は登戸の浅間様の子安講を見ていたので、大きなものでなくとも人が集まることの大切さはわかりますが、そうしたものを抜きに造形だけで見るとなると議論が必要かと思います。

阪田委員長

「願主 古池孫七」について何か情報はありますか。

向後主査

まだよく調べられておりません。古池さんというお宅は島田に多くあるお名前です。

阪田委員長

この像の彫り込みでは子安釈迦仏となっており、もう一つの元文のものも子安釈迦とな

っています。気になるのは、髪が耳まである形は釈迦ではないのではないかとこのところです。一般的に釈迦仏の髪は螺髪で表されますから、そうすると釈迦と言えないのではないかと思います。

木原委員

それで言うと、子安観音というのも儀軌にはないものです。石造物の流れを見ると日本で作られているものなので、如意輪観音が充てられるようになり、如意輪観音が子供を抱いたものが子安観音になったという経緯があります。釈迦と彫られているので釈迦とせざるを得ないというのがありますが、特に石の場合は庶民信仰の中で色々に変化するものですから、厳密に仏像の形式を当てはめると混乱する場合も多いです。この像に関しても、厳密に作られているものではないと思います。

日蓮宗の地域なので、やはり法華経の中心が釈迦であるという意識がある。お釈迦講という言い方をする場合もあります。4月8日の灌仏会の時は釈迦なので積極的に集まる様子が見られます。

綿貫委員

1740年頃のものもありますよね。

阪田委員長

それについても、髪の毛が肩まで下りていて耳が出ていない。仏像として見れば、釈迦ではないと思います。

木原委員

民間信仰で言えばこれは変化の範囲内だと思います。

阪田委員長

また、文字には釈迦文仏とありますが、この文仏はどのような意味なのでしょう。日蓮の遺文の中で文仏という言葉が出てくることはあります。しかし読み下してみると文と仏は別々で使われます。熟語として文仏というものはありません。すると、どこからこの文言が出て来たのか不思議です。

元文十三年のものは頭の様子を見ると鬼子母神ではないかとも思えます。釈迦仏でありながら合掌していますが、誰に手を合わせているのでしょうか。釈迦が手を合わせることはないと思います。

濱名委員

日蓮宗の仏像では釈迦如来像が合掌しているものもあります。何に対して合掌している

のかというと、妙法蓮華經の題目塔です。髪が垂れているように見えるのは、恐らく耳朶を表現する際に境目を省略したためで、稚拙ではありますが、素直に釈迦如来立像と考えて良いのではないかと思います。

阪田委員長

もう一つ、釈迦が童子を抱きますでしょうか。

濱名委員

通常ではそういった場面は考えられません。しかし、日蓮宗の信仰地域ではそういう世界もあるのではないかと思います。我々の宗派では釈迦は遠い存在という感覚がありますが、日蓮宗の寺院では「釈迦仏」という言い方をし、親しみを持って捉えているところが多いように感じます。身近な存在として捉えられているので、その中では今回のような信仰が展開するというのもあり得ることではないかと考えます。

阪田委員長

私の方で調べてみましたところ、埼玉県戸田市に日蓮宗の古刹である妙顕寺があり、子安釈迦仏という釈迦座像があります。子供は抱いていません。なぜこのようなものがあるかという詳しいところは聞いてみないとわかりませんが、隅田時光の正室が難産で苦しみ、佐渡へ流される途中の日蓮に願い出て護符を頂戴し、無事に出産できたという言い伝えがあります。のちに時光と子息も日蓮に説教され、妙顕寺を開きます。弘安二年の曼荼羅があり、それを子安曼荼羅と呼んでいます。妙顕寺ではそうした安産護符と子安というのが結びついて民間の信仰に対する対応ができていないのかと思います。

それに比べると島田のものは歴史的な位置づけが難しい。島田にある妙泉寺というお寺は非常に古いところですが、寺には鬼子母神像があります。そのため、子安の像も関連があるのではないかという風に考えられるのですが、調査してみないとわかりません。

そのほか、委員の皆様からございますか。ないようであれば、こちらは継続審議ということで、木原委員、綿貫委員のご意見も伺いながら調査を続けていただければと思います。

それでは次に②の建造物調査報告について、説明をお願いいたします。

向後主査

前回は報告をさせていただきました大和田の高橋家について、昨年12月1日に屋根裏調査へ金出委員と行ってまいりました。

屋根裏の方へ入りますと、えびす柱の上部に枯れてしまっておりますが榊と思われる植物と、幣束が括りつけられておりました。文字などは特にありませんが、特徴的なものとし

てまずご報告いたします。

これよりは金出委員にご説明をお願いしたいと思います。

金出委員

この断面図を用いて詳細をご報告いたします。中に入って驚いたのが、屋根の形が茅葺から銅板葺きに変わっていたので小屋裏の部材も全部交換されていると思っていたところ、大部分が再利用されていたことです。10月の審議会の際に、この建物を下から見ると近代的な構造をしているとお話いたしました。屋根に入っても同様でした。近代といっても幕末頃ですが、土間の上にくねくねした部材を見せて、部材は囲炉裏のすすで黒くなって、というようなものとは違う、とても合理的な構造です。

前回話題に出た、棟札や木札、鐙矢などは一切なく、祈祷に関係すると思われるものは先ほどの櫛くらいでした。移築時の昭和50年代頃にはこうした儀式が既に行われなくなっているのか、そのあたりの詳細については今後の調査でなにかわかれるといいなと思っております。

茅葺屋根の勾配は45度が基本なので、もともとこの建物もそうだったと想定しています。銅板葺きにする際に勾配を緩めるため、形を変えたところへ新しい部材を入れています。その他の部材については、もともとあったものを使っています。茅葺では「扱首組」といって三角を作って屋根の重たい構造を支えます。上を交差させて、下から梁のところへ柱を差すことで三角の安定した形を作ります。その構造の仕口も残ってありました。

小屋伏せはきれいに井桁を組んで何層にも重なっています。使われた大工道具はヨキやチョウナや手曳きノコなどで、機械製材は新しい部材でしか見られません。明治以降になると機械製材が見られるようになりますが、ここで使われている古い部材はすべて手で製材されたものでした。小屋組みを見上げると土壁と漆喰が残っている場所がありました。仏壇のある座敷を区切っていた場所で、囲炉裏のある部屋との煙除けとして壁が屋根の中に作られます。上にどこまで続いていたかはもうわからなくなっていました。座敷を囲うようにつけられていました。通常ですと、土間のカマドがある場所などは油煙で黒く汚れていることが多いですが、この小屋組みにはそのような場所はありませんでした。土間の上を土壁で覆っていなかったことから、釜屋が別棟であったのではないかと考えられます。

屋根の一番高い棟木を支える部材は新しくなっています。梁の先を切って束を立てることで部材を支えるといったように器用に構造を変えています。母屋自体が屋根を支えています。もともとの母屋は現在使われていません。元のものを残しながら使えるものを加えて屋根の勾配を変えています。棟木を支える扱首を差すための穴も要所に残っていました。

切られた部分もありながら、かつての姿を推測することができ、断面図を描くことができました。

現在は入母屋造の屋根なので両側に三角の妻がある、お寺の本堂のような形になっています。茅葺屋根は基本的に寄棟造といって三角の面を両側に設けない形なのでその部材

は新しくなっていました。化粧垂木も移築した際に新たに付けたかと思っておりましたが、構造的に一体のものでした。今回は屋根の中からはか見ていないので、次回は軒まわりの寸法を取ることで外の図も作っていただければ、建物の変遷を明らかにできると思います。

以上が、木札等がなかったことと、移築時の工事の詳細が少しずつわかってきたというご報告です。

阪田委員長

ただいまのご報告について、委員の皆様から何かございますか。

木原委員

恐らく、木札関係は移築の際に取り払われていたのでしょうか。

金出委員

移築前のお宅に残っていれば良いのですが。

阪田委員長

こちらの建物は今後も継続して調査をされるということでしょうか。

金出委員

今回の報告を高橋さんにもお話しして、時間はかかりますが少しずつ進めていけたらと思います。

阪田委員長

移築の際は、元の部材をそのまま組み立てていたということですよ。

金出委員

その通りです。柱の部材や骨組みはほとんどすべて再利用しています。ただ、元の建物はもっと開口部が少なかったと思います。裏方の部屋は新しくサッシを入れています。それでも、使える部材は可能な限り使おうという合理的な移築をしていると思います。その上で、現代の用途に合わせて縁を造ったり式台玄関を取ったりという改造をしています。

阪田委員長

ここで、12時となってしまいました。まだ、報告事項が残っておりますが、いかがでしょうか。

宮澤副主幹

残りの報告事項につきましては配布の資料のとおりとさせていただきます。何か質問等あれば、後日ご連絡いただいで個別にお答えするという形でよろしいでしょうか。

阪田委員長

委員の皆様も、その形でよろしいでしょうか。せっかくお越しですので、郷土博物館の中村館長から一言お願いします。

中村館長

博物館でも、金出先生の調査に参加させていただくなど、調査活動を行っております。事業の報告につきましては、資料をご覧いただき、何か質問等あれば個別にご回答させていただきたいと思います。

阪田委員長

ありがとうございます。その他につきましても、何かございますか。特にないようですので、これもちまして令和7年度第2回八千代市文化財審議会を閉会いたします。